		入札(見	積)執行調	書	2年 7月22日 0時00分 執行
工事番号下	施第6号				
工 事 名 東部浄化センターNo. 3 脱水機修理工事					
工事場所	一宮市多加木5丁目地内				
指名業		第 1 回	第 2 回	第 3 回	請負代金額
月島テクノメンテ (株)名古屋支店	サービス	21, 400, 000	決定		23, 540, 000
			予定	 	21, 462, 000

L 上 事 種 別	随意 契約 埋 田
機械器具設置工事	本工事は、東部浄化センターの汚泥棟に設置されているNo. 3脱水機が長期使用により主要部品の劣化・損傷
	が著しく、故障したため修理するもので、施行に当たっては、当該設備が特殊機器であり、専門知識と特殊技術 を要するため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、製造者である月島機械株式会
	社の保守部門を担当しております月島テクノメンテサービス株式会社 名古屋支店と随意契約するものです。